

京丹後市からの10項目の要請事項（平成25年9月10日）に対する実施状況について

【別添】
R2.10.16

京丹後市からの要請事項	関連する事項	実施状況
<p>（事件・事故、被害等対策）</p> <p>○ 米軍TPY-2レーダーの配備に伴い、あらゆる事件・事故の防止に総力をあげて取り組むとともに、仮にも事件・事故が発生した場合には、責任をもって適切な措置を講ずること。</p> <p>特に、万一にも決してあってはならない健康への影響又は環境被害（農畜産物及び漁業又は鳥類の飛来等を含む）等が発生した場合又はそのおそれが合理的に出てきた場合には、安全性が回復・確認されるまでの間の停波を含め責任をもって適切かつ確実な措置を講ずること。</p>	<p>【交通事故に関する情報提供】</p> <p>○ 第19回連絡会（平成31年3月19日）において、防衛局は、悪質・重大なものはこれまで通り報告し、その他の物損事故等は発生件数を報告する方法に変更</p> <p>【飲酒運転による物損事故】</p> <p>○ 令和2年6月13日の夕刻、京丹後市において、通信所に勤務する米軍属が酒気を帯びた状態で車両を運転し、駐車中の無人車両に接触する事故が発生</p>	<p>○ 平成26年9月以降、宇川小児童の交通誘導及び青パトによる市内巡回業務を実施</p> <p>○ 京丹後警察署と協力して米軍関係者向けの交通安全講習会（これまでに計19回）を開催</p> <p>○ 米軍関係者向けの交通安全マップや交通安全教育DVD、米軍関係者向けの交通安全啓発ポスターの作成・配布</p> <p>○ 米軍はワンボックスカーの利用等による集団通勤を実施</p> <p>○ 米軍工事関係車両の交通安全対策として、業者への注意喚起とともに、平成30年6月以降、宇川小付近のS字カーブに交通誘導警備員を配置し、工事関係車両による交通事故防止を徹底</p> <p>○ 京丹後市長から防衛局に対する要請を踏まえ、臨時の安全安心連絡会において交通事故の分類整理の考え方について説明</p> <p>○ 臨時の安全安心連絡会を開催し、事故の概要等を説明するとともに、改めて教育の徹底をするよう米側に申入れ、米側は関係者に対し改めて注意喚起を徹底</p> <p>○ 当該事故を起こした米軍関係者（軍属）は、即時に米陸軍発行の運転免許が剥奪され、検察送致の上、日本国の法令に基づく処分終了後、米本国への帰国が勧告された</p>
<p>（上記に関連する検証）</p> <p>○ 海上における漁業従事者の不安に適切に対処するため、レーダー設置の前後に、レーダー配備地の前面周辺海域における電波強度を実測比較し、有意な電波影響のないことを検証すること。</p>		<p>○ 平成26年3月から平成28年5月まで、通算7回の電界強度計測調査を実施し、住民の健康や生活に影響を及ぼすような電波環境の変化は起きていないことを確認</p>
<p>○ 周辺地域への防音に適切に対処するため、レーダーの設置の前後に、周辺地域の騒音レベルの比較調査を行い、有意な影響のないよう万全な騒音対策を講ずること。</p>	<p>【発電機の騒音】</p> <p>○ 平成26年10月の発足以降、レーダー運用のための発電機からの騒音に関し、周辺住民からの苦情が相次ぎ接収</p> <p>○ 令和元年5月12日から約2週間にわたり、緊急を要するメンテナンスのため、事前連絡なく、土日・夜間も発電機が連続稼働</p> <p>○ その後も、商用電力供給に関わる機器やシステムの問題、地域における停電の発生等に伴い、累次にわたり、土日・夜間を含めた発電機の連続稼働が必要となる状況が発生</p>	<p>○ 米軍と連携して騒音調査を行った上で、発電機へのマフラーの設置等の対策を実施</p> <p>○ 平成27年2月から平成28年5月まで、通算5回の騒音測定を実施し、袖志・尾和居住地付近のいずれの場所においても環境基準を下回っていることを確認するとともに、低周波音についても環境省による参照値を下回っていることを確認</p> <p>○ 商用電力導入の完了（平成30年9月6日）以降、米軍は、メンテナンス等のため発電機を稼働させる場合は、なるべく月曜日から金曜日の日中に稼働させるよう努力</p> <p>○ 米軍は、土日・夜間の稼働がどうしても必要になる場合は、地元に対して可能な限り事前の情報提供を徹底するとともに、稼働する発電機を必要最小限に抑制し、緊急の騒音対策として、発電機周囲に防音シート及び鋼板を設置</p> <p>○ 防衛局としても発電機による騒音状況の把握に努めるなど、地域住民に有意な影響のないよう取組</p>
<p>○ 海への排水（一日あたり50トン程度と見込）の環境への影響に対する不安に適切に対処するため、レーダー設置の前後で環境への影響調査を行い、必要な措置と検証を行うこと。</p>		<p>○ 米軍は、環境保護のため、日米の関連法令のうちより厳しい基準を選択するとの基本的考えを採用しており、通信所内で発生する汚水については、浄化槽で適切に処理の上、通信所内の海側の地点から排出予定（航空自衛隊も同様の処理）</p> <p>○ 排出先については、地元の区長等からの意見を踏まえて適切な場所を選定し、平成27年2月に、地元区長及び漁業者の立会の下、米側、防衛局が現地確認を実施</p> <p>○ 防衛局は、排出による海の環境への影響を確認するため、周辺海域の海水の水質調査と藻場分布状況の確認（排出開始前後の比較）を実施する予定（排出開始前の状況確認は実施済。）</p>

京丹後市からの要請事項	関連する事項	実施状況
<p>(生活・産業影響への対策)</p> <p>○ 同レーダーの配備に伴い、農業、漁業、観光等地域の生業・産業はじめ日常の地域生活の維持に負の影響を直接・間接問わず来たすことのないよう、民生安定、生活環境（公用ヘリコプター運用、民生電波等への影響含む）、産業振興環境の整備、住民福祉等に対して万全な予防及び支援措置を講ずること。</p>		<p>○ 通信所が発足した平成26年度以降、平成30年度までに再編交付金（約32億円）を京丹後市に交付し、地元の親子ふれあい広場や観光トイレの整備、道路の改良、農道・水路の整備を実施するとともに、防衛施設周辺の整備等に関する法律に基づく障害防止事業または民生安定事業に係る補助金（令和元年度までに約4.5億円）により、救難ヘリポート、除雪機械等の整備を実施し、消防車、地元の用水路の整備を推進</p>
	<p>【入域調整（停波要請）】</p> <p>○ レーダー運用開始とともに、国土交通省が設定した飛行制限区域において、平成30年5月15日、米軍と消防の間の意思疎通が円滑に行われず、ドクターヘリによる救急搬送が遅延する事案が発生（傷病者の症状に別状はなし）</p>	<p>○ 事案の発生を受けて米軍及び関係機関を集めた会議を開催し、事実関係を検証の上、平成30年11月14日に、定期訓練の実施回数の増加や定期的な研修会の開催、マニュアルの改良等を骨子とする再発防止策を取りまとめ（平成30年5月の事案以降、ドクターヘリ等の入域調整はいずれも円滑に実行）</p> <p>○ 飛行制限区域の影響を受けない場所として、旧宇川中学校グラウンドへのヘリポート整備（民生安定事業）が令和2年3月25日に完成し、同年4月9日に運用開始式を開催</p>
	<p>【新型コロナウイルス感染症への対応】</p> <p>○ 通信所の軍人・軍属の中で、令和2年7月26日に最初の陽性者が確認されて以降、8月13日までに計15名（米軍関係者以外の接触者2名を含む）の感染者が発生</p>	<p>○ 感染者の発生を受けて、直ちに状況を公開の場で京丹後市長に説明するとともに、臨時的な安全安心連絡会を開催し、感染状況と拡大防止の取組を地元説明</p> <p>○ 米軍は、陽性者及び濃厚接触者に対して厳格な隔離措置を講じるとともに、それ以外の軍人・軍属に対しても、不要不急（生活維持目的以外）の外出制限を課し、全員に対するPCR検査を実施して陰性確認。外出時のマスク着用の徹底、交代制勤務の実施等、感染防止策を徹底（通信所内及び居住地域内という限定されたコミュニティ内での感染にとどまり一定の収束）</p>
	<p>【第Ⅱ期工事関連】</p> <p>○ 平成30年4月から、通信所内の隊舎等生活関連施設整備工事（いわゆる第Ⅱ期工事）が本格的に開始。米軍から地元に対して工事予定等が提示されず、事前連絡なく土曜日に工事が行われたり、施設区域の隣接地（里道）の一部の誤掘削が発生</p> <p>○ 当初工期は約2年とされていたが、各種手続の処理に時間を要したこと等により、工事の完成と引渡しまでに遅れが発生</p> <p>○ 令和元年10月に、事前連絡なく日曜日に第Ⅱ期工事の関連工事（工事現場事務所移動に伴う電力線接続替え作業）を実施</p> <p>○ 平成31年1月25日、円滑かつ安全な交通を確保するとの観点から、進入路及び入門管理所を設置するため、通信所東側の三角地を米側へ追加提供</p>	<p>○ 米軍に対し、工事の安全かつ適切な実施とともに、工事予定に係る事前の情報提供の徹底を要請（里道掘削については、米軍の工事業者が、市立会の下、原状回復工事を実施）</p> <p>○ 平成30年5月末以降、2週間毎の工事スケジュール表を京丹後市を介して地元区長に配布するとともに、現地連絡所が所在する旧宇川中学校の掲示板に貼出、地域住民への周知を徹底</p> <p>○ 工事計画図や進捗状況等を連絡会の場や広報誌等を活用して地元説明</p> <p>○ 米側は工事の遅れが拡大することを防ぎ、可能な限り早期の工事完成を目指すために、基本的に毎週土曜日、生コン車等の大型工事車両の1日の交通量が多くなるような作業は控え、工事スケジュール表により地元事前に周知した上で工事を実施。これにより、米軍人の居住を可能とするための建設工事については、令和2（2020）年12月頃の完成を目指している状況</p> <p>○ 防衛局は、米軍に対して、米軍施設に関わる直接の工事ではない作業であっても日曜日に実施することは避け、どうしても必要な事情がある際は事前の情報提供を徹底するよう申し入れ（以降、日曜日工事は実施されず）</p> <p>○ 三角地において進入路及び入門管理所が整備されれば、円滑な車両入門を確保し、地域の交通安全にも寄与することから、可能な限り早期に整備が行われるよう防衛局から米側に要請を継続</p>
	<p>【通信所内における訓練】</p> <p>○ 令和元年7月11日に、通信所敷地内において銃器を使用した訓練が実施され、早朝から国道方面に銃口を向けている様子を地域住民が確認</p>	<p>○ 当該訓練で実弾が入った銃器等の使用はないことを確認。防衛局から米側に対しては地域住民の安全・安心を損なうことのないよう配慮を求めていくとともに、陸上自衛隊と米軍の共同基地警護訓練が実施される場合を含め、情報が得られた場合は速やかに地元へ通知</p>

京丹後市からの要請事項	関連する事項	実施状況
○ 同レーダー配備に伴い大きく増加する水の使用に適切に対処するため、地域住民の生活維持に絶対に欠かせない水の供給環境について、地元区、地元自治体の意向を踏まえ万全な措置を講ずること。		○ 通信所への給水については、当初、自衛隊が使用していた地元の河川から取水する方向で調整が進められていたところ、京丹後市水道の配水管補修による漏水減少等があり、米側への給水も可能となったため、市水に変更することを決定（令和元年12月26日、米軍と京丹後市の間で、米軍が日本の給水法及び市の給水条例を尊重して市水を使用することについての協定書を締結）
○ 米軍関係者の施設・区域外における居住場所の選定にあたっては、地元区、地元自治体の意向を踏まえ、適切・丁寧な手続きを確保すること。		○ 通信所に勤務する米軍人については、第Ⅱ期工事の完成後、通信所内の隊舎に入居予定 ○ 米軍属については、将来にわたり施設・区域外に居住することとなるため、防衛局は、賃貸物件に関する情報収集に努め、米側への情報提供を行うなど必要な支援を継続 ○ 地元の事業者による新規の住宅建設計画に基づき、平成27年7月から網野町島津区内に集合住宅の建設工事が進展。平成27年11月に防衛局が住民説明会を開催し、同年12月末までに大多数の米軍属の入居が完了
○ 予想される交通量の増加や、決してあってはならないが万一の事態への懸念に備えた迅速な住民避難・施設保全等のため、各種道路の拡幅・新設等必要不可欠な交通環境・アクセスの整備に対し真摯かつ万全に対応すること。		○ 再編交付金を活用した道路改良事業のほかに、交通安全の確実な確保、交通体系全体の健全化に資するものとして、京都府の道路改修等事業を補助（通信所が発足した平成26年度以降、令和元年度までに約27億円を交付：浜丹後線（宮バイパス、上野平バイパス）、間人大宮線、482号線大山工区、178号線袖志工区・カマヤ工区、網野岩滝線）
（日米地位協定のあり方等の継続的な改善努力） ○ 米軍関係者による事件・事故等が発生した際の刑事裁判手続きに関する裁判権や、事件事故等における現場への立入り調査権等、日米地位協定及びその運用、並びに在日米軍施設全体のあり方について、これらの課題を巡る様々な住民不安や懸念の解消、住民負担の軽減に向け真摯・適切で継続的な改善に努めること。		○ 日米地位協定は、同協定の合意議事録等を含んだ大きな法的枠組みであり、政府としては、手当てすべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を通じ、一つの具体的な問題に対応
（その他全般） ○ 上記のほか、本年2月の候補地申し入れ以降、累次にわたる質問書をはじめ議員全員協議会、住民説明会においていただいた国側回答の内容について、誠意と責任をもって履行されること。	【景観・環境・文化への配慮等】 ○ 平成28年8月頃、米側が通信所内の穴文殊海食洞の上にコンテナ型のトイレを設置（汚水はコンテナ内に貯留し、専門業者が処理） ○ 平成30年8月から9月頃にかけて、通信所におけるシェルターや監視塔、防壁の整備が計画されているとの新聞報道 ○ 令和2年7月末から9月にかけて、レーダー関連機器の防護のための金属製防壁（高さ約3m）の設置工事を実施	○ 第Ⅱ期工事において、景観への配慮のため、建物の高さは13m以下、配色は緑色 ○ 安全安心連絡会で当該トイレについて説明。地域住民から移設を求める意見を受け、米側は平成29年2月に当該トイレの使用を中止。同年9月にコンテナを撤去 ○ 安全安心連絡会で、当該整備の計画は施設区域内において通常実施する部隊防護措置であり、それ以上のものではないとする米側の回答を説明。景観・環境・文化への配慮に係る地元要望を米側に伝え、米側から新しく得られた情報は速やかに地元へ提供 ○ 工事開始前に地元区長等に工事計画を説明するとともに、米側に対して、交通安全を含む安全対策の徹底等申入れ。米側は、景観等への配慮のため、①海の眺望を確保、②九品寺境内及び参道から直接視認が困難な範囲に防壁を設置
	【積極的な日米交流・地域へのとけこみ】 ○ 米軍人などを地域住民として、受け入れる環境を作っていくとともに、住民だけではなく行政や自衛隊そして米軍基地との連携を行ってそれぞれの持つ地域の特徴を地域の街づくりにつなげていくことが重要	○ 米軍は防衛局が企画する日米交流音楽会やスポーツ交流イベントに加え、地元との英会話交流やハロウィン、イースター等における各種イベントを市の国際交流協会とも連携して積極的に企画し参加 ○ 米軍は海岸清掃などのボランティア活動や、地元のお祭りに参加する等、地域社会との積極的な交流を継続。また、平成29年及び30年に台風などで地元へ被害が生じた際には、ボランティアで復旧活動を支援